

第3部 基本的な障害者施策の方向

第 3 部 基本的な障害者施策の方向

1. 基本編

I. 障害のある人の生活の質の向上

[障害のある人の生活の質の向上のための施策体系]

1. オーダーメイドの個別支援システムの構築

- ① 個別支援計画に基づく支援システムづくり

2. 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実

- ① 自立支援協議会の活性化
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 福祉サービスの充実

3. 特別支援教育の充実

- ① 地域で共に学ぶための環境整備
- ② 特別支援教育の充実に向けた取り組み
- ③ 進路指導の充実と職場開拓の促進
- ④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム

4. 住まいの確保

- ① グループホーム、ケアホームの質・量の充実
- ② 障害のある人向け住戸の確保

5. 障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実

- ① ショートステイ床の確保
- ② 在宅サービスの充実
- ③ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

1. オーダーメイドの個別支援システムの構築

(1) 現状と課題

○障害の状態は、環境や年齢で大きく変化し、それに対応してケア、訓練、教育を関係機関が連携して実施する必要があります。現在は乳幼児は医療機関、児童相談所、障害児福祉施設、7才から18才までは特別支援学校、小・中学校（特別支援学級）、18才以降は障害者福祉施設（介護、訓練）、企業等、段階により対応の機関がばらばらとなっています。

○特別支援教育においては、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、一人ひとりの子どもの障害に応じた適切な指導や必要な支援が行われるようにすることが求められていますが、「個別の教育支援計画」については全国に比べ、作成率が低い状況となっています。また、障害者福祉においては、ケアマネジメントを市町村が行い、ケアプランを策定することとなっていますが、こちらも策定率が低い状況となっています。

(2) 取り組みの方向性

① 個別支援計画に基づく支援システムづくり

○県は、生まれたときから成人まで、一貫した個別支援計画に基づく支援システムづくり（乳幼児→小学校→中学校→特別支援学校→訓練期間→就労）を構築し、福祉、教育、医療、保健、就労等の関係機関が連携して、ライフステージに応じた総合的な相談支援体制の整備を図り、支援の質を向上させます。

○県は、利用者一人ひとりに対する適切な支援計画を策定できる技術をも身につけた相談支援専門員や、重度重複障害者に対応できる専門職員を養成確保するなど、職員の質の向上を図るため、県が実施する研修会への参加等を積極的に働きかけます。あわせて、障害の特性に応じた適切な支援技術の習得のための施策に取り組みます。

○障害のある人が抱える課題やニーズ、さらには必要とする支援や福祉サービスも、ライフステージに応じて変化していきます。このため、県では、障害種別ごとにライフステージにおける課題を、モデルとして次のように想定し、ライフステージに応じた総合的な相談・支援体制の整備について検討を進めていきます。

障害のある人のライフステージにおける課題

1 各障害の共通課題

(1) 乳幼児期

○1歳6ヶ月、3歳健診等における障害の気づき（早期発見）と、子どもの障害を確認するまでの親の不安への対応 → 相談場所が少ない

○就園・就学前の療育の場（早期療育）が不足

(2) 保育園・幼稚園期

○地域の保育園・幼稚園における障害の気づきと、子どもの障害を確認するまでの親の不安への対応

→ 保育園・幼稚園で相談を受けケアする体制が必要

→ 保育園・幼稚園における療育の質の向上（早期療育）

(3) 小学生～高校生期

○子どもの視点に立った就学指導

○特別支援教育による障害のある子どもの特性にあった教育・指導

○児童福祉と障害福祉及び教育との連携が必要

○障害児の特性に応じた職場実習の確保が必要

(4) 18歳～20歳（子どもと大人の狭間期）

○教育（18歳まで）と年金受給（20歳から）の狭間で、所得保障がなく自立に向けた生活ができない

○社会人としての教育ができていない

→ 社会常識やマナーを取得する場が不十分

(5) 成人期（20歳以降）

○障害年金を含めた所得額が低いため、自立した日常生活を営むことができない

○障害のある人の特性にあわせた就労の場が不足。また、余暇活動に対する支援も不十分

○学校卒業後の日中活動の場が確保されていない

○民間賃貸住宅などの住まいの場が確保されていない

○安心して医療を受けることのできる体制が不十分

○親亡き後の障害のある人の生活を支援する地域の体制が不十分

2 障害種別毎の個別課題

(1) 知的障害者

○乳幼児期における障害受容に対する不安への対応

○思春期の子どもとの関わりの親の不安への対応

} 相談場所が少ない

○家庭での養育が困難（虐待、ひとり親家庭等）な知的障害のある子どもを受け入れる
県立施設（登美学園）の老朽化 → 建て替えの検討が必要

(2) 重症心身障害児者

○県内4カ所の重症心身障害児施設のうち、2カ所は満床、残り2カ所は看護師不足等により新たな受け入れが困難

○在宅の重症心身障害のある子どもについて、地域のかかりつけ医や入院受入病院の確保が困難

○養護学校卒業後の日中生活の場が不足。また、家族のレスパイトのためのショートステイが不足

(3) 身体障害者（肢体不自由）

○能力があって社会参加するためにはバリアフリーが必要（公共施設、交通機関、学校や職場のバリアフリー化）

○バリアフリーの住まいが十分に確保されていない

(4) 身体障害者（中途障害の肢体不自由）

○脳梗塞等を原因とする中途障害のある人の増加。リハビリ機能の充実と介護への結びつけが必要

(5) 視覚障害者

○通常の方法による情報収集が困難 → 日常的な情報の音声情報や点字情報への変換が必要

○障害の特性に応じた就労の場が不足

○家庭での養育が困難（虐待、ひとり親家庭等）な視覚障害のある子どもを受け入れる県立施設(筒井寮)の老朽化 → 建て替えの検討が必要

○高齢化に伴う中途障害のある人の増加

→ 障害を負うことによる社会参加の機会が減少 → 要介護状態になる

○視覚障害に加えて聴覚障害を併せ持つ盲ろう者は、一人ひとりの障害の状況によってコミュニケーションの方法が異なる

→ 専門的な知識や技術をもつ盲ろう通訳、介助者によるコミュニケーション手段の確保が必要

(6) 聴覚障害者

○早期発見につながる乳幼児期の障害への気づきが遅い(障害がわかりにくい)

○リアルタイムのコミュニケーション、通常の方法による情報収集が困難

→ 手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション手段の確保が必要

○聴覚障害のある人が必要なときにいつでも相談・支援を行う拠点がない

→ 聴覚障害者支援センターの設置

○職場でのコミュニケーションが難しく就労の場が不足

○家庭での養育が困難（虐待、ひとり親家庭等）な聴覚障害のある子どもを受け入れる県立施設(筒井寮)の老朽化 → 建て替えの検討が必要

○高齢化に伴う中途障害のある人の増加

→ 障害を負うことによる社会参加の機会が減少 → 要介護状態にな

○聴覚障害に加えて視覚障害を併せ持つ盲ろう者は、一人ひとりの障害の状況によってコミュニケーションの方法が異なる

→ 専門的な知識や技術をもつ盲ろう通訳、介助者によるコミュニケーション手段の確保が必要

(7) 発達障害者

○発達障害に対する社会全体の理解・認識不足

○早期発見、早期療育が難しい状況(障害への気づきの遅れ)

○乳幼児期の相談先、発達障害を的確に診断できる医療機関が少ない状況

○療育手帳の取得ができない場合、特別支援学校への入学が困難 → 進学先がない

○障害認定が難しいため、障害年金が受けられないことがある

○就職しても職場の理解不足により職場に適合できず、離職することが多い

(8) 精神障害者

○精神障害に対する社会全体の偏見があり、理解が不十分

○早期受診されにくく、早期発見が困難

○医療と福祉の連携が不十分 → 現行サービスは病院が中心であり、病院からの地域移行が困難

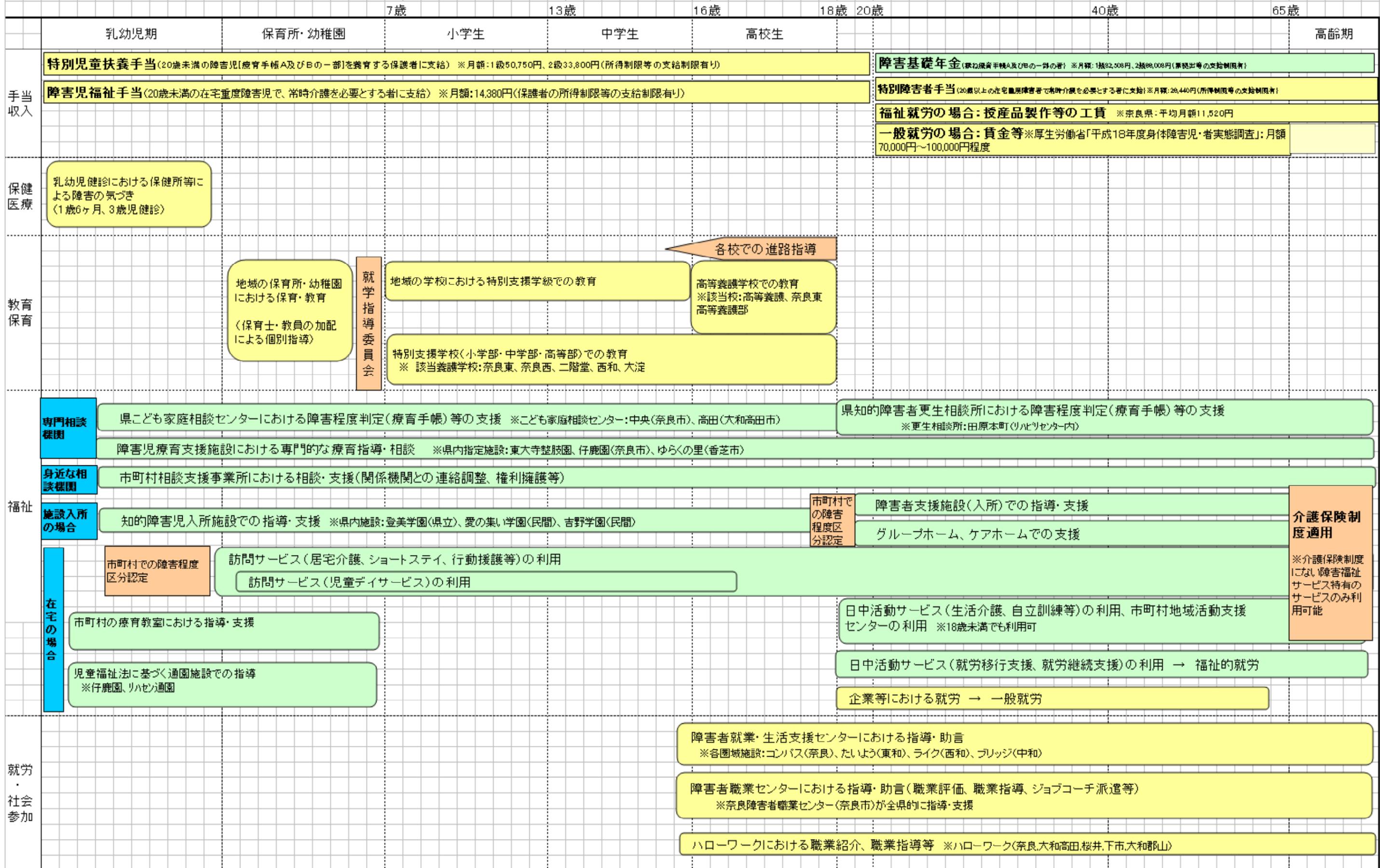
○精神障害のある人が必要とする福祉サービスが不十分

→ 通所サービス、居住系サービス、居住サポート等の24時間サービスなど

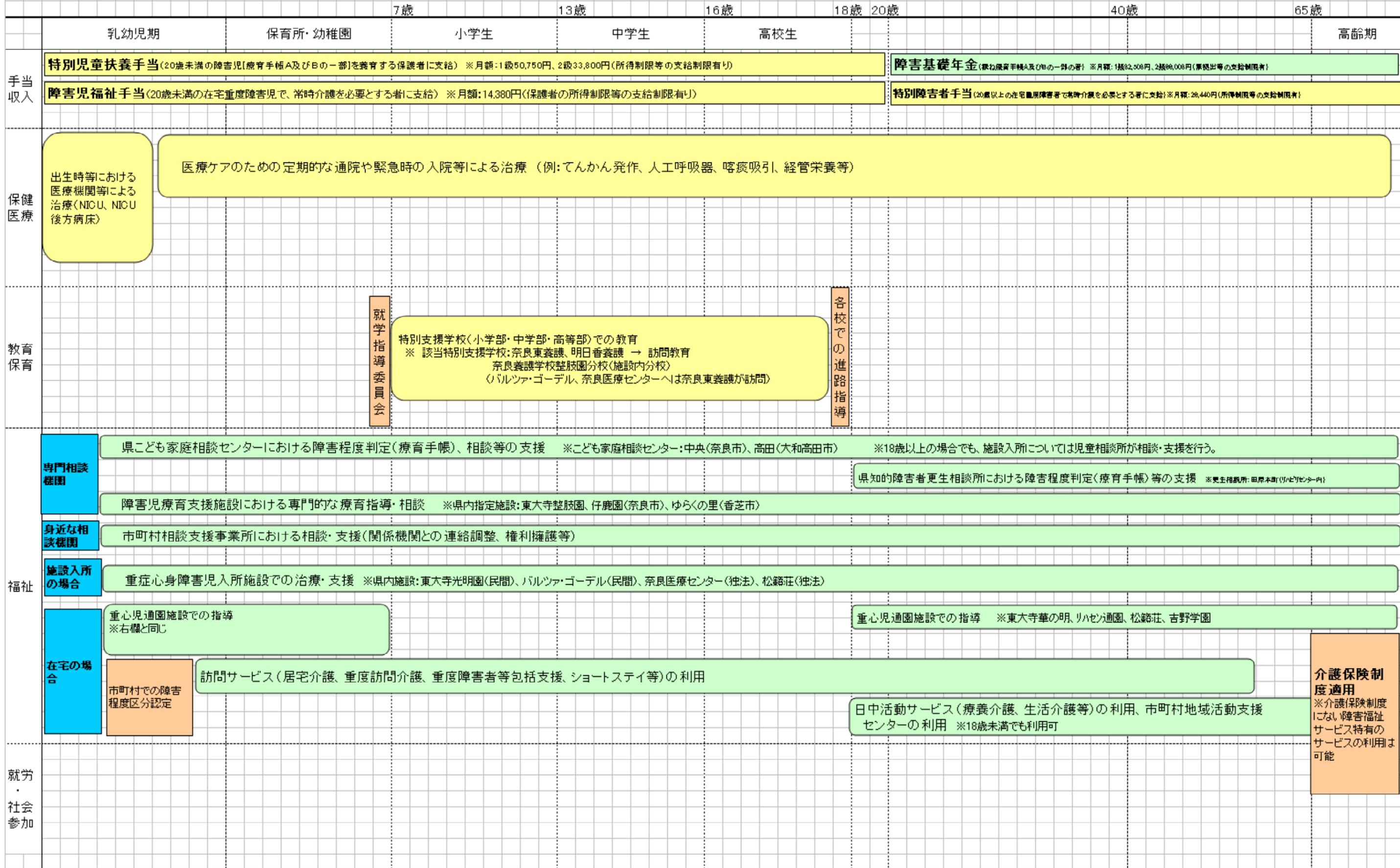
○障害特性に応じた職場や働き方が少なく、職場の理解がなく居場所がない

○身体障害のある人に比較し、公共サービス軽減（JR運賃、有料道路料金等）が手薄

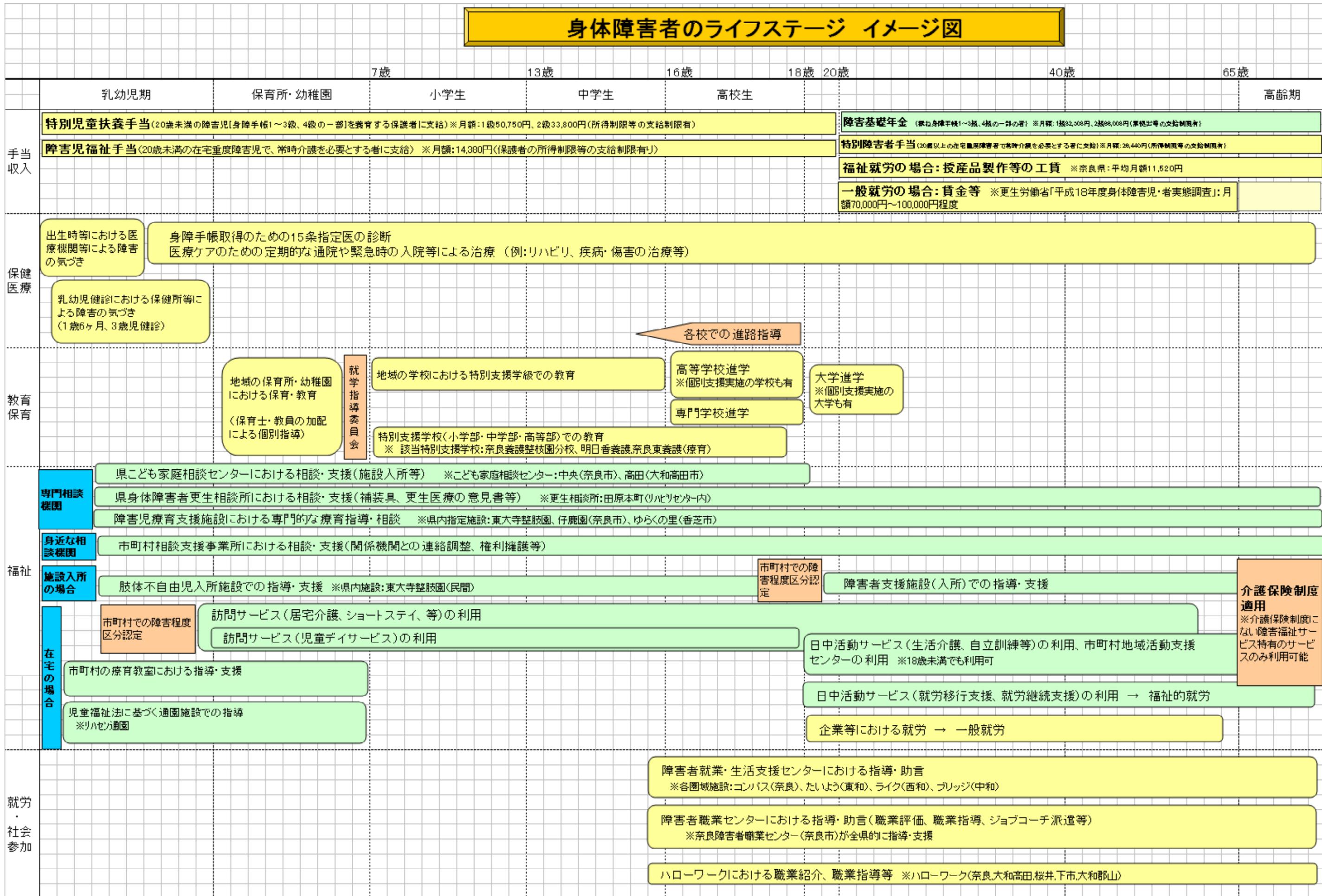
知的障害者のライフステージ イメージ図



重症心身障害児者のライフステージ イメージ図



身体障害者のライフステージ イメージ図



身体障害者(中途障害)のライフステージ イメージ図

後天的身体障害の例

事故等による障害: 交通事故や労働災害による上肢・下肢障害 等
 高齢化に伴う障害: 老化に伴う膝関節障害、心臓障害、糖尿病による腎機能障害 等

	乳幼児期	7歳	13歳	16歳	18歳 20歳	40歳	65歳
乳幼児期	乳幼児期						
保育所・幼稚園	保育所・幼稚園						
小学生	小学生						
中学生	中学生						
高校生	高校生						
手当収入						障害基礎年金 (※ねん金納付済1~3級、4級の一部の者) ※月額: 1級32,308円、2級28,008円(原簿出等の支給制限あり) 障害厚生年金、障害共済年金 一般就労の場合: 賃金等	
保健医療	身障手帳取得のための15条指定医の診断 医療ケアのための定期的な通院や緊急時の入院等による治療 (例: リハビリ、内部障害の治療[人工透析、臓器移植者の免疫治療等])						
教育保育							
福祉	専門相談機関: 県身体障害者更生相談所における相談・支援 ※更生相談所: 田原本町(リハビリセンター内) 身近な相談機関: 市町村相談支援事業所における相談・支援 (関係機関との連絡調整、権利擁護等) 在宅の場合: 市町村での障害程度区分認定 訪問サービス(居宅介護、ショートステイ、等)の利用 日中活動サービス(生活介護、自立訓練等)の利用 日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)の利用 → 福祉的就労 介護保険制度適用 ※介護保険制度にない障害福祉サービス特有のサービスのみ利用可能						
就労・社会参加	障害発生前の企業等における就労継続 障害発生前とは別企業等における障害者雇用 → 一般就労 障害者就業・生活支援センターにおける指導・助言 ※各圏域施設: コノバス(奈良)、たいよう(東和)、ライク(西和)、ブリッジ(中和) 障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業指導、ジョブコーチ派遣等) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全県的に指導・支援 ハローワークにおける職業紹介、職業指導等 ※ハローワーク(奈良大和高田、桜井、下市、大和郡山)						

視覚・聴覚障害者のライフステージ イメージ図

		7歳	13歳	16歳	18歳 20歳	40歳	65歳	
		乳幼児期	保育所・幼稚園	小学生	中学生	高校生	高齢期	
手当 収入	特別児童扶養手当(20歳未満の障害児[身障手帳1～3級、4級の一部]を養育する保護者に支給) ※月額:1級50,750円、2級33,800円(所得制限等の支給制限有り)						障害基礎年金 (身障手帳1～3級、4級の一部の者) ※月額:1級92,508円、2級98,008円(家族出等の支給制限有り)	
	障害児福祉手当(20歳未満の在宅重度障害児で、常時介護を必要とする者に支給) ※月額:14,380円(保護者の所得制限等の支給制限有り)						特別障害者手当(20歳以上の在宅重度障害者で常時介護を必要とする者に支給) ※月額:28,440円(所得制限等の支給制限有り)	
							福祉就労の場合: 授産品製作等の工賃 ※奈良県:平均月額11,520円	
							一般就労の場合: 賃金等 ※厚生労働省「平成18年度身体障害児・者実態調査」:月額70,000円～100,000円程度	
保健 医療	出生時等における医療機関等による障害の気づき	身障手帳取得のための15条指定医の診断 医療ケアのための定期的な通院や緊急時の入院等による治療 (例: 視覚障害、聴覚障害の治療等)						
	乳幼児健診における保健所等による障害の気づき (1歳6ヶ月、3歳児健診)							
教育 保育	地域の保育所・幼稚園における保育・教育 (保育士・教員の加配による個別指導)	就学指導委員会		地域の学校における通常学級(通級による指導を含む)での教育		高等学校進学 ※個別支援実施の学校もあり		
	盲・ろう学校幼稚園部における教育			地域の学校における特別支援学級での教育		専門学校進学		大学進学 ※個別支援実施の大学もあり
				各校での進路指導				
		特別支援学校(小学部・中学部・高等部)での教育 ※ 該当特別支援学校:盲学校、ろう学校(大和郡山)						
福祉	専門相談 機関	県身体障害者更生相談所における相談・支援 ※更生相談所:田原本町(リハビリセンター内)						
	身近な 相談機関	県視覚障害者福祉センターにおける相談・支援 ※設置場所:橿原市(社会福祉総合センター内) ※聴覚障害者の相談支援拠点なし						
	施設入所 の場合	盲ろうあ児入所施設での指導・支援 ※県内施設:筒井寮(県立)					市町村での障害程度区分認定	障害者支援施設(入所)での指導・支援
	在宅 の場合	市町村での障害程度区分認定		訪問サービス(居宅介護、ショートステイ、等)の利用		訪問サービス(児童デイサービス)の利用		日中活動サービス(生活介護、自立訓練等)の利用、市町村地域活動支援センターの利用 ※18歳未満でも利用可
		児童福祉法に基づく通園施設での指導 ※リハセソ通園(聴覚)		日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)の利用 → 福祉的就労		企業等における就労 → 一般就労		
就労 ・ 社会 参加	障害者就業・生活支援センターにおける指導・助言 ※各圏域施設:コンパス(奈良)、たいよう(東和)、ライク(西和)、ブリッジ(中和)							
	障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業指導、ジョブコーチ派遣等) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全国的に指導・支援							
	ハローワークにおける職業紹介、職業指導等 ※ハローワーク(奈良大和高田、桜井、下市、大和郡山)							

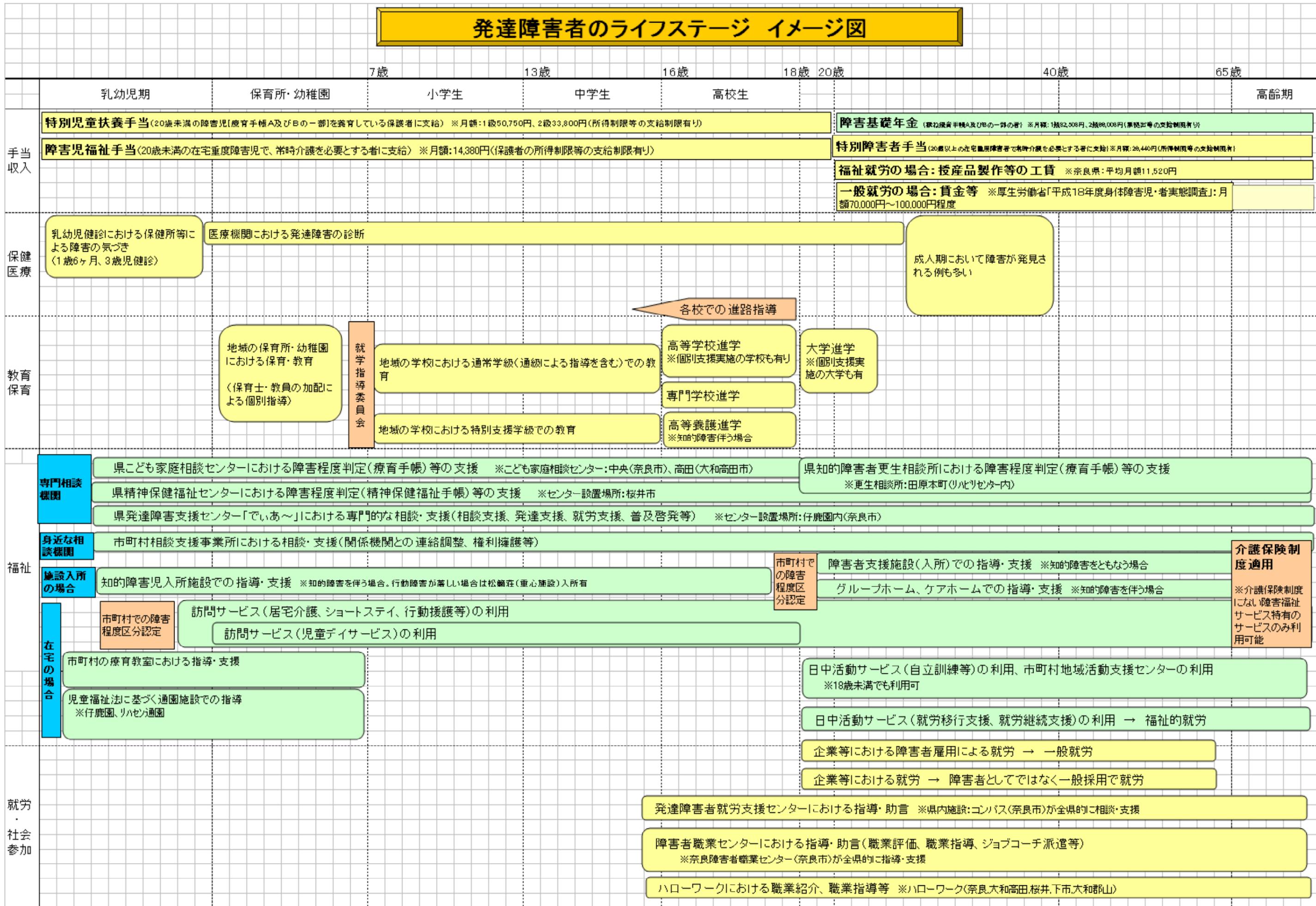
視覚・聴覚障害者(中途障害)のライフステージ イメージ図

後天的視覚・聴覚障害の例

疾病等による障害: 中耳炎等による聴力障害、糖尿病性網膜症 等
 高齢化に伴う障害: 老人性難聴、老人性白内障 等

	乳幼児期	7歳	13歳	16歳	18歳 20歳	40歳	65歳
乳幼児期	保育所・幼稚園	小学生	中学生	高校生			高齢期
手当収入						障害基礎年金 (※お身障手帳1〜3級、4級の一部の者) ※月額: 1級82,508円、2級88,008円(※視出等の支給制限あり)	障害厚生年金、障害共済年金
保健医療						一般就労の場合: 賃金等	
教育保育						身障手帳取得のための15条指定医の診断 医療ケアのための定期的な通院や緊急時の入院等による治療 (例: 視覚障害、聴覚障害の治療等)	
福祉						専門相談機関 県身体障害者更生相談所における相談・支援 ※更生相談所: 田原本町(リハビリセンター内) 県視覚障害者福祉センターにおける相談・支援 ※設置場所: 橿原市(社会福祉総合センター内) ※聴覚障害者の相談支援拠点なし	
						身近な相談機関 市町村相談支援事業所における相談・支援(関係機関との連絡調整、権利擁護等)	
						在宅の場合 市町村での障害程度区分認定 訪問サービス(居宅介護、ショートステイ、等)の利用 日中活動サービス(生活介護、自立訓練等)の利用 日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)の利用 → 福祉的就労	介護保険制度適用 ※介護保険制度にない障害福祉サービス特有のサービスのみ利用可能
就労・社会参加						障害発生前の企業等における就労継続 障害発生前とは別企業等における障害者雇用 → 一般就労 障害者就業・生活支援センターにおける指導・助言 ※各圏域施設: コンパス(奈良)、たいよう(東和)、ライク(西和)、ブリッジ(中和) 障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業指導、ジョブコーチ派遣等) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全県的に指導・支援 ハローワークにおける職業紹介、職業指導等 ※ハローワーク(奈良大和高田、桜井、下市、大和郡山)	

発達障害者のライフステージ イメージ図



精神障害者のライフステージ イメージ図

	7歳	13歳	16歳	18歳	20歳	40歳	65歳
	乳幼児期	保育所・幼稚園	小学生	中学生	高校生		高齢期
手当収入						障害基礎年金 (概ね精神保健福祉手帳1～2級の者) ※月額:1級82,500円、2級66,000円(要介護等の支給制限あり) 障害厚生年金、障害共済年金 福祉就労の場合: 授産品製作等の工賃 ※奈良県: 平均月額11,520円 一般就労の場合: 賃金等	
保健医療				まれに中・高生時期の発病あり (医療機関による診断)	発病 (医療機関による診断)	治療のための定期的な通院や入院による治療	
教育保育							
福祉				専門相談機関	県精神保健福祉センターにおける困難事例への対応及び精神保健福祉手帳判定等の支援 ※センター設置場所: 桜井市		
					保健所における精神保健福祉相談 ※保健所: 県4カ所(郡山、桜井、葛城、吉野)、市1カ所(奈良)		
				身近な相談機関	市町村相談支援事業所における相談・支援(関係機関との連絡調整、権利擁護等)		
				在宅の場合	訪問サービス(居宅介護、ショートステイ、等)の利用	介護保険制度適用 ※介護保険制度にない障害福祉サービス特有のサービスのみ利用可能	
				日中活動サービス(自立訓練等)の利用			
				日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)の利用 → 福祉的就労			
就労・社会参加						障害発生前の企業等における就労継続	
						障害発生前とは別企業等における障害者雇用 → 一般就労	
					障害者就業・生活支援センターにおける指導・助言 ※各圏域施設: コナパス(奈良)、たいよう(東和)、ライク(西和)、ブリッジ(中和)		
					障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業指導、ジョブコーチ派遣等) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全県的に指導・支援		
					ハローワークにおける職業紹介、職業指導等 ※ハローワーク(奈良、大和高田、桜井、下市、大和郡山)		

2. 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実

(1) 現状と課題

- 障害のある人のライフステージに応じた相談支援を行うため、福祉、教育、医療、保健、雇用等関係機関が情報の共有を図り、協働して相談支援のあり方について協議する「地域自立支援協議会」の充実が求められます。

- 相談内容に的確に対応するため、関係機関のネットワークづくりを行う県自立支援協議会が設置され、調整業務を行う圏域マネージャーや圏域代表を福祉圏域ごとに配置しています。

- 行政に対する希望として、「障害のある人に必要な相談や情報を提供する体制の充実」を求める声が多くあり、障害福祉サービスが適切に利用されるためにも、それらのサービスについて、わかりやすい情報提供がなされる必要があります。あわせて、身近な場所で相談支援体制が整っている必要があります。

- 相談支援従事者は、障害のある人の多様なニーズとライフステージに応じた総合的な支援を行うことができるよう、専門的な援助方法を使いこなす技術を身につける必要があります。

- 居宅介護や生活介護などを中心に、様々な障害福祉サービスが利用されていますが、今後サービスを利用したいという人の割合が現在サービスの利用をしている人の割合よりも高くなっています。障害のある人が自立した地域生活や社会生活を送るためにも、地域の実情に応じた障害福祉サービスを計画的に提供する必要があります。

- すべての施設が地域生活支援の拠点として機能していくために、情報提供機能、グループホーム運営のためのバックアップ機能、さらにはショートステイ、デイサービスなどの居宅サービス機能の強化を図っていく必要があります。

(2) 取り組みの方向性

① 自立支援協議会の活性化

- 市町村において、相談支援事業をはじめ地域の障害福祉に関する課題などを協議する場として地域自立支援協議会を設置する必要があります。県は、地域自立支援協議会の活性化を図るため、その活動に積極的に関与するとともに、相談支援事業者等関係機関の能力向上のための研修を

行うなどの支援を実施します。

- 県は、障害のある人のライフステージの全段階において、生活上の様々な課題に対応できるよう、福祉、教育、医療、保健、雇用などの関係機関が地域の課題に対して協働し、解決方策の検討を行うよう地域自立支援協議会の活動の充実を図ります。
- 県自立支援協議会は、各地域における地域自立支援協議会の状況を把握・評価し、地域における相談支援体制づくりを促進します。
- 地域自立支援協議会で行われた困難事例のケース検討を踏まえ、県自立支援協議会においては、具体化した課題や緊急的な対応が必要な課題を、ワーキングチーム等で検討し、奈良県障害福祉施策の方向性を協議し、示していきます。
- 相談支援に関する専門的な支援を行うため、県は圏域マネージャーや圏域代表を各圏域に配置し、地域自立支援協議会などで地域のネットワーク構築に向けた助言や相談支援体制の状況把握・評価を行います。

② 相談支援体制の充実

- 障害者ケアマネジメントの普及のため、県は相談支援従事者研修の充実及び研修修了者のフォローアップに加えて、ピアカウンセリングの担い手となる人材の養成に努めます。
- 市町村の相談支援体制の機能を強化するため、県は圏域マネージャー及び圏域代表を設置し、相談支援のネットワーク化及び相談支援体制の充実を支援します。
- 相談窓口の整備については、障害福祉圏域や人口規模等を勘案し、県は圏域マネージャー・圏域代表、障害者就業・生活支援センター及び療育発達コーディネーターを1箇所を集め、それぞれの役割を果たしながら、常に緊密な連携を図る総合的な相談支援の窓口を整備します。
- 県は、高次脳機能障害や発達障害をもつ人とその家族に対する専門的支援を行うため、高次脳機能障害支援センター及び発達障害支援センター（でいあー）を設置し、各種相談支援やネットワークの構築、普及啓発事業を行います。
- 相談窓口において必要な情報がすぐに得られるよう、県のホームページの充実等、インターネットによる情報提供システムの整備のほか、点字

や音声などの情報についても整備を行います。

③ 福祉サービスの充実

- 県は、施設入所者の生活の質の向上をめざし、「住まい、日中活動、余暇活動、医療との連携、移送支援、生涯学習」など、生活要素の充実に向けた検討と法人に対する働きかけを進めます。
- 障害のある人が、生活環境や障害の状況に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、県は、グループホーム、ケアホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労継続支援事業などの日中活動の場などの多様なサービス基盤の整備に計画的に取り組めます。
- すべての施設が地域生活支援の拠点として機能するため、県はグループホーム等運営のバックアップ機能を充実させ、あわせて施設と地域が一体となったグループホーム等の整備を支援するとともに、ショートステイやデイサービスなど居宅サービスの積極的展開に向け働きかけます。
- 県は、障害のある人の充実した日中活動の場を確保するため、通所施設の整備を図ります。
- 県は、専門性を備え、障害特性等に応じたきめの細かいサービスを提供できるよう、研修などを通じてホームヘルパーやガイドヘルパーなどサービス提供者の質の向上を図ります。
- 障害者自立支援法では、NPO法人等が日中活動等のサービスを提供することができるようになり、また、障害福祉サービスの拠点として、空き教室や空き店舗、民家の活用ができるよう規制緩和がなされました。県は、NPO法人のサービス提供事業への参入を促し、障害のある人が多様なサービスを選択できるようにします。
- 身体障害のある人の日常生活の便宜や社会参加の促進を図るため、県は市町村が実施する日常生活用具の給付・貸与や、障害に応じた補装具の給付に対して支援を行います。
- 県は、障害のある人が安心して福祉サービスを利用することができるよう、福祉サービス事業所への指導監督を行うとともに、福祉サービスの評価については、「利用者の視点が含まれているか」、「評価の過程や結果がサービス

改善につながるものとなっているか」という点に十分に配慮しながら、すべての障害のある人が良質なサービスを受けることができるよう、第三者評価の実施に向けた取り組みを支援し、福祉サービスの質の向上を進めます。

3. 特別支援教育の充実

(1) 現状と課題

- 特別支援学校は、地域のセンター的役割を担う学校として位置づけられているとともに、教職員の指導力の向上など資質の向上に向けた取り組みが求められています。
- 障害のある人の個々のニーズに対応した教育内容や教育体制の充実を望む意見が多くあります。教育と福祉が連携して個々の子どもに応じた適切なサービスを提供できる環境整備、障害の状況などに応じて通常学級、特別支援学級・特別支援学校などの選択肢が適切に選べる体制づくりなどが期待されます。
- 特別支援学校卒業後は障害の状態により発達や成長の状態もまちまちであり、ゆっくりと生活能力や就労能力を獲得していくことも必要と考えられます。

(2) 取り組みの方向性

① 地域で共に学ぶための環境整備

- 県は、障害のあるなしにかかわらず、地域で共に育ち、共に学んでいける環境整備を進め、共に学習する機会の提供に努めます。
- 障害のある子どもの就学前教育については、本人の発達の促進や家族の負担軽減、さらには相互理解を図る上でも、地域の幼稚園や保育所における障害児受け入れのための環境整備を進めます。
- 学齢期の子どもたちの放課後と長期休業期間における安全で健やかな居場所を確保するため、県は市町村とも連携し、地域の方々の参画を得ながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館等への受け入れ体制の充実を図ります。

② 特別支援教育の充実に向けた取り組み

- 県は、特別支援教育の充実のため、人員の配置及び専門性の向上に向けた取組や各学校におけるハード面の整備等、体制整備の充実に努めます。
- 県は、特別支援学校の適正な整備を進めるとともに、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として位置づけ、その機能の強化を図ります。
- 福祉と教育の一層の連携を図るため、県は特別支援教育コーディネーターの養成及びその専門性の向上を図りながら、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談に積極的に取り組みます。
- 特別支援教育の理念の実現のため、県は教職員の指導力の向上を図る研修の実施や、様々な障害に対する適切な対応など、専門性の向上を図るための取り組みを進めます。
- 県は、特別支援学校のみならず、幼・小・中・高等学校においても、障害のある幼児、児童、生徒について、個々の障害の状態に応じた指導の内容や方法、配慮事項などを示した「個別の指導計画」を作成することにより、一人ひとりに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことを進めます。
- 特別支援学校においては、長期休業期間における学校外体験活動の充実に努め、あわせて生活力を高める教育を実施します。
- 特別支援学校において、看護師の配置に努めるなど、医療的ケアを必要とする児童生徒が、安全に安心して学校生活を送れるよう努めます。

③ 進路指導の充実と職場開拓の促進

- 県は、進路指導を充実させるため、企業や労働、福祉機関と一層の連携強化を図りながら、実践的な職業教育を充実させ、働く意欲を高めるとともに、職場開拓を促進します。

④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム

- 特別支援学校卒業後、就職するまでの間に社会適応訓練（インターン期間）を検討します。

4. 住まいの確保

(1) 現状と課題

- ノーマライゼーションの理念のもと、長期の施設入所者等の地域移行を促

進するために、グループホームやケアホーム等の地域居住の場や就労継続支援等の日中活動の場を確保する必要があります。また、知的障害や精神障害のある人を中心に、将来の住まいの場としてグループホームやケアホームの整備が望まれています。

○障害のある人が自立に向けて民間賃貸住宅を活用する場合、バリアフリー住宅が少ない、保証人がみつからない、障害のある人の入居に対する理解が低いなどの様々な問題があります。

○本県では、グループホームやケアホームの整備が進まないといった課題があり、また公営住宅をグループホームやケアホームに活用することも進んでいないという状況にあります。

(2) 取り組みの方向性

① グループホームの質・量の充実

○障害のある人が地域移行を行うため、グループホーム・ケアホームの役割は重要です。県は、グループホーム等の立ち上げのため「グループホーム・ケアホームへの移行促進事業」（グループホーム・ケアホーム立ち上げのための経費の一部を補助）等を実施し、グループホーム・ケアホームの一層の確保を図ります。

○障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者で、グループホーム・ケアホームを行うものは公営住宅を使用することができることとなっています。県は、公営住宅の空き家の状況確認やグループホーム・ケアホームとして利用するための改良工事を行う等、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用の促進に努めます。

② 障害者向け住宅の確保

○県は、障害特性や障害のある人のニーズに対応した公営住宅の整備を推進するとともに、民間住宅についても、誰もが安心して暮らすことのできる住宅の建設やバリアフリー化のための支援策の充実に努めます。

○県は、公営住宅の改築等に当たっては、一定割合を障害者用に割り当てていき、住宅の確保を図ります。

○賃貸住宅等を希望する場合に、円滑に居住することができるよう、県や支援団体（NPO・社会福祉法人等）及び仲介事業者等が連携して入居可能な民間賃貸住宅の登録情報の提供及び居住支援を行う「あんしん賃

貸支援事業」を活用するなどして、必要な情報提供と入居までのサポートを実施します。

- 賃貸による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な方に対して、県は市町村が実施する市町村地域生活支援事業の「住宅入居等支援事業」（居住サポート事業）の立ち上げ・拡充を支援するなど、住まいの場の確保に努めます。

5. 障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実

（1）現状と課題

- 在宅の重症心身障害児（者）、重度の知的・身体・精神障害者の方が、地域で家族と安心して暮らせるように、その状態やニーズに応じたサービスを充実させる必要があります。

（2）取り組みの方向性

① ショートステイ床の確保

- 重症心身障害児（者）の状態やニーズに応じたサービスが提供されるよう、サービスの充実に努めます。特に在宅の方が地域で安心して暮らせるよう、また、家族の方のレスパイトケアのため、市町村と連携して生活実態やニーズの把握等を行い、必要数を見極めたショートステイ床の確保を図ります。

② 在宅サービスの充実

- 在宅の重症心身障害児（者）や重度の知的・身体・精神障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、訪問看護やホームヘルプサービス、地域の医師による往診の実現など在宅サービスの充実に努めます。

③ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

- 在宅の重症心身障害児（者）等の家族を中心としたレスパイトケアを充実させるため、医療従事者をはじめ広く県民がその必要性、重要性を認識するための場を確保し、普及・啓発に努めます。

Ⅱ. 障害のある人の社会参加と就労の促進

[障害のある人の社会参加と就労の促進に向けた施策体系]

1. 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり

- ① 障害のある人の社会参加の促進
- ② 障害のある人の就労に向けた支援
- ③ 障害福祉版アドプトプログラム
- ④ 「ものづくり」における農工との連携

2. 障害者雇用モデルの確立

- ① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践
- ② 事業所としての県庁の雇用実践
- ③ 福祉的就労への支援
- ④ 企業による障害者雇用の推進

3. 公的機関による障害者応援システムづくり

- ① 公的機関の発注拡大
- ② 公共機関・大企業によるインターンシッププログラム

4. 障害のある人の所得の確保

- ① 各種障害者手当・年金等の充実

1. 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり

(1) 現状と課題

- 障害のある人の機能回復や健康増進を図り、生きがいを創出するため、障害のある人が地域の人々と一緒に楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション・文化活動・生涯学習の振興に取り組む必要があります。
- 障害のある人が気軽にスポーツや芸術文化等に親しむことができるよう、身近な場所での機会の提供などの支援が必要となります。
- 障害のある人が芸術文化に親しむ機会を増やすため、質の高い鑑賞の機会を提供や、当事者の活動を支援する必要があります。
- 障害のある人が地域で生活していくためには、公的サービスの整備のみならず、コミュニティにおける住民の「共助」の仕組みが必要です。地域における自発的な取り組みを継続させていくためには、活動の機会と場を確保することが重要です。

(2) 取り組みの方向性

① 障害のある人の社会参加の促進

- 県は、社会参加促進のためのチャリティー、手作り市、まつり等を開催し、地域の人との相互交流を通じた理解の促進を図ります。
- 県は、障害者福祉センターを拠点とした社会参加の場を広げ、スポーツやレクリエーションを中心とした交流を促進します。
- 県は、障害者用スポーツ種目の普及、指導者の養成、スポーツボランティアの確保・派遣等、重度の障害のある人も参加しやすいよう、地域における身近な障害者スポーツの振興に努めます。
- 県は、競技スポーツ選手の能力の強化に取り組むとともに、各種スポーツ大会や競技会等への参加を促進します。
- 県は、「障害者作品展」や障害者団体等が取り組む文化活動など、多様な場面での機会の提供や情報発信に努め、あらゆる年齢層を対象とした自主的な芸術・文化活動の振興を図ります。
- 県は、福祉に関する重要な施策を検討する委員会などでは、当事者参画

を原則とした委員構成を進め、**障害のある人の視点にたった施策検討を進めます。**

○施設入所者の地域移行を段階的に進めるため、県は自立訓練事業など障害福祉サービスの活用の推進、地域生活を体験できる場の提供等、地域移行をめざした総合的なシステムの検討を行い、地域生活を円滑に進めるための条件整備に取り組みます。

② 障害のある人の就労に向けた支援

○県は、労働局、奈良障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターと連携し、トライアル雇用やジョブコーチ等の積極的な活用を進めるとともに、職場適応に向けた支援を進めます。

○県は、企業、社会福祉法人、NPO法人等を活用して、障害のある人が居住する地域において、就職に必要な知識・技能を習得する機会の拡充に努めます。

○県は、短時間就労、グループ就労、在宅就労等の多様な働き方を広めていくとともに、就職後のフォローアップによる就労の安定と継続のための施策を強化します。

○県は、障害の特性に応じたパソコン研修の開催等、IT化に対応した取り組みを進めます。

③ 障害福祉版アドプトプログラム

○県は、施設の有する資源や各種イベントを通して、施設の利用者と地域住民との交流を図り、障害や障害のある人に対する理解と認識を深めるための場づくり、及び地域に開かれた施設づくりを働きかけ、利用者の自立と社会参加の意欲を引き出します。

○県は、県民との協働の視点をもち、NPO等の多様な活動、地域における仲間づくり、余暇活動などについて、住民相互の取り組みを支援します。

○コミュニティにおける「共助」の仕組みづくりを支援するために、県は障害者相談員、民生・児童委員など、地域福祉の推進役との連携のもとに、地域における自主的な活動の充実に向けた支援を行います。

- 市町村社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進するための中心的役割を担うことから、これまでの実績を十分に検証し、地域独自の活動をより一層進めるために、県は奈良県社会福祉協議会と連携しながら支援を行います。
- 県は、ボランティアやNPO活動に関する情報提供・発信を行う奈良ボランティアネットや、**障害のある人の**活動を支援するボランティアセンターを運営するとともに、県や市町村の社会福祉協議会において、体験・学習の場や参加の機会づくりとしての各種ボランティア講座を開催します。
- 県は、各地域でのボランティア活動の仲介や活動に関する助言・支援、活動団体や関係機関のネットワーク化を促進するボランティアコーディネーターの養成を推進します。
- 県内の障害者福祉施設・事業所や特別支援学校と、地域の企業や学校が協定を結び、定期的に交流する障害福祉版アドプトプログラムを構築します。

④ 「ものづくり」における農工との連携

- 県は、農工業などのものづくりに取り組んでいる障害者福祉法人に対し、技術指導などの支援を行います。
- 県は、関係機関の窓口を周知し、障害者福祉法人が必要としている情報提供等の要望に応えます。
- 県は、NPO法人「奈良県社会就労事業振興センター」を障害福祉施設等に対する社会就労支援の中核機関と位置づけ、県は大量受注の確保や授産品・新たな製品づくりに対する技術支援、製品の販売機会の確保等に対し積極的に支援を行い賃金の向上を図ります。

2. 障害者雇用モデルの確立

(1) 現状と課題

- 実態調査の結果から、働きたいが働き先が見つけれなかったり、居住地の近くでは見つけれなかったため、他県までの長時間通勤をしている障害のある人が少なからず見られます。そこで、奈良県内における職場の開拓も含め、障害のある人の就労に関する環境作りを進めていく必要があります。

- 障害者雇用を促進させるため、企業等に対し障害者雇用にかかる理解の促進を図るとともに、就労に向けてのサポート体制を充実させていく必要があります。
- 障害の状況や程度によっては、様々な就業形態が必要となるので、短時間就労や在宅就労、仲間との支え合いなど多様な形での就労が可能となるよう、条件整備を図る必要があります。
- 障害者雇用に関しては、既にある仕事に障害のある人が合わせるのではなく、定型業務の切り出しや可視化など、障害のある人の特性・個性に合わせるように仕事を組み替えていくことが必要です。

(2) 取り組みの方向性

① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践

- 障害者雇用を着実に推進していくためには、障害のある人や企業の努力のみに期待するのではなく、県が主導的に取り組むことが必要であり、県が企業と福祉分野の架け橋となって、実践を通じた障害者雇用モデルの創出、売れる授産品づくりへの取り組みの拡大、県内企業の障害者雇用への取り組み等を広げていきながら、企業や県民の理解を深めていきます。

② 事業所としての県庁の雇用実践

- 県は、障害のある人の就労を支援するため、県庁自体がひとつの事業所として取り組むことのできる施策を、県庁内の部局を超えて検討し、実践するため、「奈良県障害者就労支援実践会議」を設置・運営することで、障害のある人の就労支援に向けた具体的な取り組みを行っていきます。

- 県は、県が発注する委託業務などを活用して、障害のある人の働く場を広げるための方策を、奈良県庁障害者就労支援実践会議において検討し、取り組んでいきます。

- 県庁における障害のある人の雇用の充実に向け、受入体制及び環境の整備を図り、雇用可能な職域の拡大を進めます。

- 県庁内で障害のある人の働く場を今後も継続して確保していきます。

③ 福祉的就労への支援

- 県において物品購入や役務の調達の際、障害者施設等の積極的活用を進

めます。

○県は、授産施設や作業所等から就労継続支援事業、就労移行支援事業または地域活動支援センター等の福祉的就労を行う事業所への移行を進めるとともに、企業との連携を含め新しい展開に向けた検討を進めます。

○県は、就労継続支援事業所などの利用者が地域で生活を行うために必要な工賃の向上を目的として策定した「工賃倍増計画」に基づき、事業所等の工賃向上に向けた支援を行います。

○県主催イベント及び県有施設における授産品の販売機会の確保と販売の促進を引き続き行います。

④ 企業による障害者雇用の推進

○県は、法定雇用率の達成に向けた制度の周知徹底を図り、企業に対して、障害のある人や障害特性についての理解を進めます。

○県は、障害者就業・生活支援センターへの支援を引き続き行い、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携しながら、就業と生活における自立を図るための継続的な支援を行います。

○県における物品購入や役務の調達の際、特例子会社など障害のある人を多数雇用する企業や障害者施設等の積極的活用を進めます。

○県は、県内の大企業に対して特例子会社の設置を働きかけるとともに、市町村とも連携を行いながら、特例子会社など障害のある人を多数雇用する企業等に対する支援措置の拡大に向けた検討を行います。

○一般企業に就業困難な障害のある人や高齢の人等が主体となり、公共的なサービスをビジネス手法で提供するソーシャルビジネスの起業を支援します。

③. 公的機関による障害者応援システムづくり

(1) 現状と課題

○県内における行政機関、病院、高齢者福祉施設をはじめとする公的機関の物品購入と役務調達の総額は大きく、これらが障害者福祉施設や特例子会社など障害のある人を多数雇用する企業等に振り向けられれば、工賃倍増や居場所の確保に繋がります

(2) 取り組みの方向性

① 公的機関の発注拡大

○地方自治法施行令の一部改正により、障害者施設からの物品購入や役務の提供について随意契約が可能となったことを、県は積極的に情報提供し、障害者施設からの物品購入及び役務の調達を進めます。

② 公的機関・大企業によるインターンシッププログラム

○県は、障害のある人が障害状態に合わせて様々な体験ができるような機会や場を確保するため、公的機関や企業が社会体験やインターンを受け入れる仕組みをつくりまします。

○県は、職場実習先などの公共機関や企業にジョブサポーターを派遣して、障害児（者）の職場実習が円滑かつ効果的に実施されるよう支援します。

○県は、障害のある人が職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援やトライアル雇用、様々な委託訓練を受けられるよう関係機関との連携を行います。

4. 障害者の所得の確保

(1) 現状と課題

○実態調査の結果から、障害のある人の世帯の年間収入は「100万円未満」が20.9%と最も多く、次いで「200万円以上300万円未満」が17.5%となっています。また、世帯の暮らし向きについて「生活できる収入はあるが、それほど余裕はない」が37.0%、「生活するのにぎりぎりの収入である」が33.8%と、収入及び生活費の水準並びに暮らし向きは、生活をするのにぎりぎりのものであることが伺えます。社会参加や自己実現のための活動を通して生活の質の向上を図るためには、各種障害者手当や年金のより一層の充実が望まれます。

○また、障害のある人を支えている親や家族にとっては、そうした支援者が居なくなった後、いわゆる「親亡き後」の本人の生活を非常に心配している方達も多いことから、障害のある人が一人で安心して暮らしていくことのできる各種障害者手当や年金の給付水準を確保する必要があります。

(2) 取り組みの方向性

① 各種障害者手当・年金等の充実

○障害のある人が安心して生活し、社会参加や自己実現のための活動を通

して生活の質の向上を図るために必要とする福祉サービスや医療を受けることができるよう、各種障害者手当や年金等の充実が必要です。このため、県においても障害者の所得の確保を図るため、国に対して手当や年金の給付水準の向上を積極的に要望していきます。

Ⅲ. 障 害 の あ る 人 の 安 心 の 確 保

〔障害のある人の安心の確保のための施策体系〕

1. 障 害 者 医 療 の 充 実

- ① 障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進
- ② 重症心身障害児（者）への支援
- ③ 障害者医療の充実と福祉と医療の連携

2. 総 合 的 な バ リ ア フ リ ー の 推 進

- ① ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

3. 防 災 ・ 防 犯 対 策 の 充 実

- ① 防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立
- ② 防災・防犯体制の向上
- ③ コミュニティにおける防災・防犯体制の強化

4. 相 互 理 解 の 推 進 と 権 利 擁 護

- ① 相互理解のための広報啓発の推進
- ② 国際交流の推進
- ③ 権利擁護のための施策の充実
- ④ 事業所・病院等への指導の強化

1. 障害者医療の充実

(1) 現状と課題

- 障害の原因となる疾病等に対する適切な治療のための救急医療、急性期医療の体制の充実が必要です。
- 身体合併症を有する精神障害のある人の診療体制の確保など、地域における適切な医療体制の整備が求められています。
- 障害のある人の自立と社会参加の促進に向けて機能回復を図り、重度化・重複化や二次障害等を防止するリハビリテーションの推進が求められています。
- 病院から地域への一貫したリハビリテーションシステムについての検討が必要です。
- 近年の医療技術の進歩等による障害の早期発見や初期の対応により、障害程度の軽減や自立の度合いを高めることが可能となってきています。そのため、各種健康診査の受診等を進めていくほか、各種相談体制の整備などの取り組みが必要です。

(2) 取り組みの方向性

① 障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進

- 県は、障害者医療のネットワークを構築に向けた検討やそれらによる在宅医療の推進を図ることにより、専門的な医療を充実するとともに、地域の診療所を支援し、障害者の在宅医療を推進します。

② 重症心身障害児（者）への支援

- 県は、重症心身障害児（者）について、24時間体制の専門的な医療ケア体制の構築を図ります。
- 県は、**障害の程度や特性に応じた適切な**支援ができるホームヘルパー等の養成を進め、ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービスの充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の居宅サービスを充実させるため、県は医療との連携を図り、**緊急時にも対応できる**施策の充実

に努めます。

- 在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切なリハビリテーションや療育を行うため、重症心身障害児施設等において実施している重症心身障害児（者）通園事業について、県は充実・強化を図ります。

③ 障害者医療の充実と福祉と医療の連携

- 県は、障害のある人の健康の保持・増進のため、福祉と医療、保健の連携を強化します。
- 県は、各種健康診査の体制を整備し、乳幼児期に限らず、全てのライフステージの中で障害の早期発見体制を充実します。
- 県は、障害の受容、その後の療育へのスムーズな移行、家族の心のケアなど、母子保健活動と連携した早期療育体制の充実を図ります。
- 県は、地域における身近な療育相談や健康相談などの窓口として、保健所や市町村保健センターの専門的相談機能を充実し、あわせて保健師等の質の向上を図ります。
- 県は、障害の発生原因となる疾病等の発生予防と早期発見・早期治療を推進します。
- 県は、障害についての深い知識をもった、質の高い医療従事者の養成確保に努めます。
- 県は、奈良県立医科大学附属病院・精神医療センターを中核に、精神科救急医療体制の充実を図ります。
- 県は、脳性まひ等の二次障害に関する正しい知識を普及するため、広報活動を積極的に行います。
- 県は、退院可能な精神障害のある人の退院を促進するため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施し、病院と地域をつなぐ支援の充実を図ります。
- 各医療機関において、聴覚障害、視覚障害、知的障害などに配慮した情報伝達などの対応に努めます。

- 県は、住み慣れた地域において、一体的に予防、治療、在宅生活への復帰とその継続的な支援ができるようなリハビリテーションの提供体制の確保に努めます。
- 県は、急性期、回復期、維持期にいたる一貫したリハビリテーションシステムの構築を図ります。
- 県は、リハビリテーション医療の専門職員の計画的な確保と資質の向上に努めます。
- 障害のある人の自立支援の核となるリハビリテーションセンターなどの施設は、より安心できる機能を持つ福祉と医療の総合支援拠点としての運営を目指します。
- 県は、中途障害のある人に対する適切なリハビリテーションについて検討します。
- 県は、障害のある人が安心して適切な医療を受診できるよう医療受診体制の整備を図ります。

2. 総合的なバリアフリーの推進

(1) 現状と課題

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー新法」という。）などが施行され、バリアフリーに関する取り組みが進むなか、特定の建築物だけでなく、まちづくりにおける総合的な対策が必要です。そこで、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの理念に基づいて、生活環境の整備を推進するとともに、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるような住宅、建築物、公共交通機関等の生活空間のバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 国際観光県として、誰もが訪れやすい観光地としての整備が求められています。
- 実態調査によると、障害のある人の情報入手の手段として、行政の広報が多くあげられています。情報提供者としての行政が期待されており、障害の状況に応じたきめ細かな情報提供体制の一層の充実が必要となります。

(2) 取り組みの方向性

① ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

- 県は、視覚障害者や聴覚障害者に対して、点訳・音訳・手話・要約筆記等のコミュニケーション支援を拡充するため、人材の養成・派遣の充実や情報提供体制の強化など、情報保障の観点に立った取り組みを進めます。また盲ろう者のコミュニケーション手段の確保のため、通訳者や介助者の養成・派遣に努めます。
- 県は、情報提供やコミュニケーションの支援のため、絵文字やかな表示などの表示方法や、情報伝達手段に配慮します。
- 県は、障害のある人のより一層の社会参加の推進を図るため、さらなるガイドヘルパーの養成確保に取り組みます。
- 県は、公共施設の情報バリアフリー化を進めるとともに、何が情報のバリアとなるか、どうすれば解消できるかなど、マニュアルの作成について検討します。
- 県は、ホームページのユニバーサルデザイン化を進めるとともに、ITを活用した情報提供を充実します。
- 県政広報では、点字広報や音声広報をはじめ、テレビ媒体における情報提供についても、障害のある人への配慮を進めます。
- 県は、パソコン講習会の開催や個別相談により、障害のある人のIT利用の支援に努めます。
- 県は、障害のある人の選挙権行使のため、引き続き投票所のバリアフリー化等に配慮するとともに、病院等における不在者投票、郵便等投票などの周知に努めます。また、選挙啓発における情報提供のあり方についても配慮します。
- 県は、市町村等関係機関と連携し、放置自転車対策の取り組みを進めます。
- 県は、交通事業者に対する助成を行い、主要駅のバリアフリー化や低床バスの導入等、交通施設の整備を進めます。

- 「バリアフリー新法」に基づく基本構想を策定する市町村に対し、県は専門的・技術的支援を行います。
- 県は、**公共機関において**、関係機関と連携を行いながら、誰もが使いやすいトイレの整備を進めます。
- 県内の観光地周辺については、県は民間との協働により、すべての旅行者にやさしい観光地としての取り組みを進めるとともに、バリアフリーマップの作成やホームページ上の情報提供など、利用しやすい観光資源や周辺環境、宿泊施設などについて、広く情報を発信します。
- 県は、幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設などのバリアフリー化をはじめ、バリアフリー対応型信号機の設置など、誰もが利用しやすい道路環境の整備に努めます。
- 県は、すべての人にとって使いやすい製品の開発や生活しやすい環境の実現をめざして、ユニバーサルデザインの考え方を普及するための積極的な啓発を行います。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、利用しやすい施設や設備などの情報を提供します。
- 県は、障害のある人に配慮した住宅の設計事例や施工方法等について、県営福祉パークで実際に資料の展示をするとともに、インターネットにより情報を提供します。
- 県は、「住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、身近な施設のバリアフリー化を一層推進するとともに、障害のある人に配慮した施設や設備、まちづくりについての普及・啓発を進めます。

3. 防災・防犯対策の充実

(1) 現状と課題

- 災害時に必要な情報を得ることができなかつたり、単独での行動ができないために安全に避難することが困難であったりする障害のある人に対し、災害情報や避難経路等の情報提供や緊急通報システムの整備、地域住民を含めた身近な地域における支援体制の充実が求められています。
- 障害のある人が災害時等の緊急時に安全に避難できるように、情報提供体

制の構築が求められています。また、障害のある人が安心して避難できるように、障害のある人に配慮した避難所の整備などを検討する必要があります。

(2) 取り組みの方向性

① 防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立

○県は、障害のある人に対する防災知識の普及、緊急通報システムの整備、障害者避難対応のマニュアル作成などによる避難誘導等の支援の確立を目指すとともに、「避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示」の発令基準を明確化し、早めの避難を促すようにします。また、障害のある人に配慮した避難所の整備など、関係機関との連携を強化します。

② 防災・防犯体制の向上

○県及び市町村の防災計画において、災害時発生における障害者の避難及び復旧・復興に配慮し、減災に努め、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを進めます。

○県は、お話ファックス（警察への相談等）を周知するとともに、相談体制の一層の充実を図ります。

○県は、県警本部に設置しているファックス110番やメール110番を周知するとともに、効果的な活用を啓発し、緊急通報体制の充実を図ります。

○県は、交番等における相談環境の整備のため、手話のできる警察職員や障害について知識をもった警察職員の配置を進めます。

○県は、消費者被害の未然防止のため、障害のある人に対する消費者教育を進めるとともに、あらゆる経済犯罪等の情報提供を行います。

③ コミュニティにおける防災・防犯体制の強化

○県は、市町村がまちづくり団体等と連携して、コミュニティにおけるプライバシーに配慮した障害のある人、一人ひとりの生活状態の把握に努め、地域の防災・防犯体制の強化を図る取り組みを支援し、推進します。

○県は、地域における自主防災組織や自主防犯団体の育成と活動の活性化を支援し、市町村との協力体制を構築します。

4. 相互理解の推進と権利擁護

(1) 現状と課題

- 障害のある人もない人も地域で安心してともに生活するためには、住民一人ひとりが障害のある人に対する心のバリアをなくす必要があります。
- 障害のある人に対する理解を進めるために、これまで様々な方法で広報啓発活動を実施してきましたが、より一層の効果的な取り組みが必要です。
- 介護給付制度の導入に伴い、意思決定能力や契約締結能力の低い障害のある人の権利擁護が、これまで以上に重要になっています。しかし現状では、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などが有効に活用されているとはいえないことから、これらの制度を利用に結びつけるための条件整備が必要です。
- 障害のある人すべてが良質なサービスを受ける権利を保障するために、サービス評価の実施とその公開によるサービスの質の向上に取り組む必要があります。

(2) 取り組みの方向性

① 相互理解のための広報啓発の推進

- 障害者週間には、県は啓発や広報活動を重点的に実施します。また、障害当事者と県民がともに語りあう場を増やすなど、啓発方法の工夫を行います。
- 県は、障害のある人への理解を進めるため、関係機関と連携して、学校、企業、行政の場などでの啓発に取り組んでいきます。また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校においても交流及び共同学習を推進します。
- 県は、障害に対する理解を得るため、冊子やパンフレットを作成し、配布するとともに、ホームページ等で障害に関する情報を発信します。
- 障害者施設の行事に地域住民が参加したり、地域の行事に施設利用者が参加することなどを通して、県は相互交流による理解の推進を図ります。
- 県は、障害児（者）に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会を拡充します。

② 国際交流の推進

○県は、福祉に関する国際的視察団の受入れや国際的なフォーラムへの参加を通じ、国際交流を推進します。

③ 権利擁護のための施策の充実

○奈良県社会福祉協議会が窓口となる「地域福祉権利擁護事業」や裁判所に申立を行う「成年後見制度」については、制度の内容等が十分に周知されていないと考えられることから、県はまず制度の周知に努め、さらに利用しやすくするための相談環境の充実に取り組みます。

○県は、奈良県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動の充実に努めます。

○県は、相談支援を通じて、障害のある人に対する虐待等の人権侵害事案の防止や早期発見に努めるとともに、万一、人権侵害事案が発生した場合には、市町村や関係機関と連携して早急に救済することのできる体制整備を行います。

④ 事業所・病院等への指導の強化

○県は、福祉サービスの苦情処理システムの整備を図るとともに、障害者福祉施設等に対する指導を強化し、権利擁護に関する研修等の実施について積極的に取り組むよう働きかけます。

○県は、精神科病院入院者の権利擁護のために、精神科病院に対する指導を強化します。

2. 障害種別ごとの取り組み

- 障害のある人が、誇りと生きがいをもって地域で安心して暮らすことのできる社会の実現のためには、前項で述べてきた施策の他に、障害の特性に配慮した障害の種別ごとの施策や支援が必要です。
- このため、「障害者の生活、介護等に関する実態調査」において判明した、身体障害、知的障害、精神障害、重複障害、発達障害及び高次脳機能障害のある人ごとの課題やニーズに配慮した施策や支援を実施していきます。

[障害種別ごとの施策体系]

1. 身体障害のある人に係る施策の充実

- ① 「住宅」と「まち」の整備による面的なバリアフリー化の推進
- ② 多様な働き方の創出と賃金水準の向上
- ③ コミュニケーション支援の充実

2. 知的障害のある人に係る施策の充実

- ① 家族のサポート体制の充実
- ② 地域の住まいづくり
- ③ 就労の促進と収入の向上
- ④ 福祉サービスの質・量の充実

3. 精神障害のある人に係る施策の充実

- ① 医療機関との連携による相談支援体制の構築
- ② 社会参加と就労の促進

4. 重複障害のある人に係る施策の充実

- ① 重症心身障害児（者）通園事業の充実・強化
- ② ショートステイ床の確保
- ③ 在宅サービスの充実及び医療ケア体制の整備
- ④ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

5. 発達障害のある人に係る施策の充実

- ① 早期発見・早期療育の実現に向けた体制づくり
- ② 障害への理解に関する普及・啓発

6. 高次脳機能障害のある人に係る施策の充実

- ① 高次脳機能障害のある人及びその家族に対する支援の強化
- ② 障害に対する正しい理解に向けた普及・啓発
- ③ 関係機関による支援ネットワークの構築

1. 身体障害のある人に係る施策の充実

(1) 現状と課題

- 実態調査から、住まいとまちづくりに関して、身体障害のある人は、自らの持ち家で暮らす人が多く（71.7%）、しかし、その自宅に関しては、階段や段差が多く不便と感じる割合が30.1%と高い状況です。一方で将来暮らしたい場所は「このまま自宅で暮らしたい」が80%を超えています。住宅については、改修等個々で住宅整備を行っているのが現状です。
- 本県では、公共交通機関や駅のバリアフリー化を計画的に推進していますが、身体障害のある人の半数以上の人一人で遠方への外出が可能であるものの、バリアフリー化が進んでいない施設に対する困難を感じる割合も高くなっています。また、視聴覚障害のある人の約4割が「視聴覚障害者に対応した設備が少ない」と感じています。
- 世帯の主な収入源は、本人の就労収入の割合が24.1%と高く、パソコンを使っている人の割合も39.2%で、パソコンの使用目的では、「仕事の道具として使っている」が、30%です。
- パソコンを在宅勤務の道具として使用している割合は、5.3%であり、必ずしも高いとは言えませんが、今後の日中の過ごし方の希望として、自営業や内職・自宅での仕事等自宅で過ごすことを希望する割合が高くなっています。
- 身体障害のある人は、企業での就労やITを活用した在宅勤務をされている方の割合が他の障害のある人と比較して高いと思われませんが、「世帯の暮らし向き」や「今の生活状況の感じ方」に関する問では、「生活に余裕がある」、「満足」の割合が、他と比べて必ずしも高い割合を示している訳ではなく、このことから賃金水準が十分なものとなっていないことが推測されます。
- 身体障害のある人は、就労能力があっても、社会環境が十分整備されていないために外出に困難を伴う場合が多く、社会参加や就労がしづらといった課題があると考えられます。
- 聴覚障害のある人は言葉によるコミュニケーションが難しいため、「医療機関において医師や看護師とのコミュニケーションが難しい」と感じる割合が37.6%（全体は11.9%）と高く、また「生活状況が不満、やや不満」の人のうち「障害のことも含め、自分のことが周りに理解されていない」と感じる割合も48.4%（全体

は36.7%)と高くなっています。

(2) 取り組みの方向性

① 「住宅」と「まち」の整備による面的なバリアフリー化の推進

○情報面を含めた総合的なバリアフリーの推進及び「人にやさしい街づくり」を推進し、身体障害のある人の社会参加を促進します。

② 多様な働き方の創出と賃金水準の向上

○ITを活用した在宅勤務、テレワーク等をより一層進め、障害の特性に応じた多様な働き方や雇用機会の創出により、身体障害のある人が有する能力の活用を通じて賃金水準の向上を図ります。

③ コミュニケーション支援の充実

○他者とのコミュニケーションをとることが難しい視覚障害や聴覚障害のある人に対するコミュニケーション支援の充実のため、手話通訳者や要約筆記奉仕員、盲ろう通訳・介助員、点訳・録音奉仕員の養成を図るとともに、災害時や緊急時を含めた視聴覚障害のある人に対する情報伝達体制の構築を図るなど、視聴覚障害のある人に対する総合的なコミュニケーション支援の充実を図ります。

2. 知的障害のある人に係る施策の充実

(1) 現状と課題

○生活状況に関しては、自宅で親・兄弟と暮らしている方の割合が高く、一方、障害者施設で暮らしている方の割合も11.7%あり、将来暮らしたい場所として、「グループホームに入居したい」が10.8%あります。

○現在の入所先は、「家族が自分に合ったところを探してくれた」が40.5%で、世帯の主な収入源についても、「家族が働いて得た収入」が45.0%と半数近くを占める等、家族が中心となって自宅で支えており、家族依存型となっている現状があり、家族に対するサポート、相談支援体制の充実・質的向上が必要です。

○困ったときの相談相手は、家族の他、「施設の指導員など」に相談する割合が26.4%と高く、市町村の相談窓口(11.8%)や相談支援事業所(4.6%)は低くなっています。

○グループホーム、ケアホームの重要性が指摘されていますが、財政的支援が不十分であり、整備があまり進んでいません。

- 企業等で働いた経験がある人は少なく（20.6%）、「働きたいが就職先がない」（16.7%）、「企業の仕事についていく自信がない」（60.8%）といった理由が高くなっています。
- 平日昼間の居場所として、通所施設や作業所に通う人の割合が高いものの、世帯の主な収入源では「家族が働いて得た収入」（45.0%）、「本人の年金」（21.4%）の割合が高く、一方で世帯の年間収入は100万円未満が31.4%となっています。
- こうしたことから、福祉就労の工賃が低く、家族の収入や年金に依存し低所得の割合が高いといった課題がみられます。
- 福祉サービスの利用に関して、平日の昼間の居場所として31.4%の人が、通所施設や作業所に通っていますが、一人で遠方まで外出が出来る人は14.9%、一人での外出は困難という人は44.1%になっています。
- こうしたことを反映して、現在利用している福祉サービス及び今後利用したい福祉サービスともに、「短期入所（ショートステイ）」、「移動支援」、「日中一時支援」の割合が高くなっています。
- 今後の日中の過ごし方の希望では、「通所施設などで工賃を得る仕事をしたい」（25.8%）が高く、サービスを利用しやすくするために必要なことでは、「障害特性や年齢に応じたきめ細かいサービスの種類を増やす」（37.2%）ことや「施設職員等の障害に対する理解や介護技術の向上」（28.2%）といった質の向上を求める傾向があり、また、「通所やショートステイを利用する際の送迎サービスを強化する」の割合も22.5%と高くなっています。
- 行政に望むこととしても「短期入所（ショートステイ）サービスの充実」（16.3%）、「障害者の個々の状況に応じた日中活動の場の充実」（26.6%）、「グループホームやケアホームの整備推進」（24.6%）のように日中の居場所の確保に関するものの他、「授産施設や作業所等への支援」（27.4%）、「入所施設の充実・整備推進」（21.7%）と作業所や施設の整備・充実を求める割合も高いものとなっています。

(2) 取り組みの方向性

① 家族へのサポート体制の充実

- 家族へのサポート体制を充実させるため、県自立支援協議会による地域自立支援協議会の活性化に向けた働きかけを行い、市町村の相談支援の質の向上を図ります。

② 地域の住まいづくり

○実態調査の結果から、知的障害のある人は自立志向が高くグループホーム、ケアホームの充実や民間賃貸住宅を活用し地域の住まいづくりが必要と考えられます。このため、グループホーム、ケアホームの整備が進まないことについて要因を分析し、奈良県独自の効果的な整備手法を検討のうえ、計画的な整備推進を図ります。

③ 就労の促進と収入の向上

○授産品の質の向上を目指し、工賃倍増5カ年計画に基づいて実施している経営コンサルティング、設備整備等への助成をより一層推進していきます。

○障害のある人の職業紹介・マッチングに関してハローワーク及び特別支援学校が対応してきましたが、働きたいけれど働けない、企業についていけないといった課題を解決するため、就労に向けたマッチング機能の充実・強化の推進を目的として、

- ① 経営団体、労働団体、福祉団体、行政による体制整備（社団法人の設立）
- ② アンテナショップによる作業所製品の高度化、販路拡大、商品開発
- ③ 公的機関による授産品の調達の拡大等の取り組みを行います。

また、①により新設する社団法人による企業と障害のある人の相互理解を進めるとともに、将来的には職業紹介の実施を検討します。

○障害のある人にとって重要な収入源である障害年金を十分なものとするため、その給付水準の向上を国に働きかけます。

④ 福祉サービスの質・量の充実

○知的障害のある人は、福祉サービスを利用し事業所に滞在している時間が長いと考えられるため、生活の質の向上のためには福祉サービスを質と量の両面から充実を図ることが必要です。

○このため、基盤整備等事業所への財政的支援を通じて経営の向上による人材の養成・確保を図り、併せてサービスの中身の充実、授産施設等における作業等の質の向上を通じて、利用する障害のある人の満足度を高め、工賃アップと生活の質の向上を図ります。

3. 精神障害のある人に係る施策の充実

(1) 現状と課題

- 実態調査の結果から、精神障害のある人の生活状況に関して、持ち家に居住している方の割合（53.8%）が相対的に低く、借家（12.7%）で同居者のいない一人暮らしの割合（15.0%）が高いことがわかりました。
- しかも、現在の入居先の利用経緯は、家族が探す割合よりも医療機関からの紹介の方が50.0%と高く、外出の状況でも、一人での外出が困難（16.7%）という方の割合は低いが、外出目的は「通院」が59.9%と6割近くを占めています。
- 困った時の相談相手も、「かかりつけ医」が42.2%となっています。
- 精神障害のある人は、その障害特性から人付き合いが乏しく、支援者（家族を含む）との接点が少ない一方で、医師・医療機関との関わりが大きく、医師・医療機関との連携が重要な課題であると考えます。
- 社会参加と就労・収入に関して、近所づきあいを殆どしていない（33.0%）、地域行事に参加したことがない（53.2%）といった割合が高く、世帯の主な収入源は「本人が働いて得た収入」が4.4%と低くなっています。
- 57.1%の人が企業等で働いた経験があるが、「病気のため現在は働くことができない」という人も33.6%います。しかしながら、「自分のペースで好きな仕事ができるなら働きたい」という人も41.9%にのぼります。
- 現在の生活状況を「不満」（24.8%）と感じている方の割合が相対的に高く、今後の日中の過ごし方の希望では、「自宅で内職などの仕事をしたい」（4.0%）、「自宅でパソコン等を使った仕事（在宅勤務）がしたい」（5.1%）、「自宅や施設等で過ごしたい」（21.7%）等、自宅で過ごすことを希望する傾向が見られます。

(2) 取り組みの方向性

① 医療機関との連携による相談支援体制の構築

- 福祉と医療の連携については、各事業所や病院が個別に相談等の対応をしているのが現状であり、連携に向けた取り組みについても地域間の格差があると考えられます。このため、各地域自立支援協議会が中心となって、地域や圏域レベルでの医師・医療機関とのネットワークを構築します。

② 社会参加と就労の促進

- 障害特性から社会参加の機会が乏しく、また障害に対する理解も進んでいないことから、就労や雇用が進まないといった現状を解決するため、今後はより一層、障害特性に応じた多様な雇用機会の創出（短時間労働、週・月当たり数日間の就労）を目指します。
- このため、現在、精神障害のある人への職業紹介はハローワークが主として担っていますが、新設する社団法人の活動を通じて、企業と精神障害のある人の相互理解を促進し、企業と連携してマッチングのための職業紹介等の仕組みを検討していきます。
- 県と社団法人による精神障害のある人の雇用促進に向けた啓発活動も積極的に展開します。
- 実態調査の結果から、「相談支援の充実」（40.5%）、「地域住民への理解を深める啓発」（36.9%）を行政の取り組みで必要なこととして望む割合が高く、「障害を理解してもらいたい」、「相談を聴いてもらいたい」というニーズが高いものと考えられます。このため、地域自立支援協議会が中心となって、医師・医療機関を含めた地域の中の関係機関のサポート、ネットワークの構築、相談支援の充実・強化を図りつつ、地域住民等に対する理解の促進、普及・啓発に努めます。
- 精神障害のある人やその家族の人が疾患や障害を理解し、安定した地域生活を送ることができるよう、当事者同士のピアサポート活動への支援を行います。
- 地域の人々が心の健康に関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処することができるよう、県は心の健康づくりに関する知識の普及・啓発を行います。
- 学校教育と連携し、教職員を含めた研修等の機会を通じ精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

4. 重複障害のある人に係る施策の充実

(1) 現状と課題

- 重症心身障害児（者）通園事業のための施設やショートステイ床が不足しています。

○実態調査の結果から、重複障害のある人及びその家族が「行政の取り組みで必要」と感じていることとして、「地域住民の障害のある人への理解を深める啓発」や「障害のある人に配慮した保健、医療体制の充実」、「障害のある人の個々の状況に応じた日中活動の場（軽作業、レクリエーション、創作活動など）の充実」などの割合が高いことがわかりました。

○在宅の重症心身障害児（者）のための医療ケア体制の整備が必要です。

○重症心身障害児（者）が地域で家族と安心して暮らせるようレスパイトサービスの充実が必要です。

(2) 取り組みの方向性

① 重症心身障害児（者）通園事業の充実・強化

○在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切なりハビリテーションや療育を行うため、重症心身障害児施設等において実施している重症心身障害児（者）通園事業について、県は充実・強化を図ります。

② ショートステイ床の確保

○重症心身障害児（者）のニーズに応じて、障害福祉サービスが提供されるよう、サービスの充実に努めます。特に在宅の方が地域で安心して暮らせるよう、また、家族の方のレスパイトのため、市町村と連携して生活実態やニーズの把握等を行い、必要数を見極めたショートステイ床の確保を図ります。

③ 在宅サービスの充実及び医療ケア体制の整備

○在宅の重症心身障害児（者）や重度の知的・身体・精神障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、訪問看護やホームヘルプサービス、地域の医師による往診の実現など在宅サービスの充実を図ります。また、医療機関と連携をとり医療ケア体制の整備を進めます。

④ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

○在宅の重症心身障害児（者）等の家族を中心としたレスパイトケアを充実させるため、医療従事者をはじめ、広く県民がその必要性、重要性を認識する場を確保し、普及・啓発に努めます。

5. 発達障害のある人に係る施策の充実

(1) 現状と課題

○早期に障害に気づき、早期に療育を実施する体制の整備が必要です。

○実態調査の結果から、発達障害のある人及びその家族が「行政の取り組みで必要」と感じていることとして、「障害のある人の個々のニーズに対応した教育内容や教育体制の充実(55.6%)」や「機能訓練や日常生活訓練の場や機会の充実(44.4%)」、「地域住民の障害のある人への理解を深める啓発(40.8%)」、「障害のある人に必要な相談や情報を提供する体制の充実(37.2%)」の割合が高いことがわかりました。

○教育機関と連携し教育現場における適切な相談支援体制の整備の推進や身近な相談支援体制の整備などが求められます。

○学校卒業後の就労支援体制の整備が必要です。

(2) 取り組みの方向性

① 早期発見・早期療育の実現に向けた体制づくり

○県の発達障害児(者)支援の拠点として、発達障害支援センター「でいあー」の運営を充実・強化します。

○より身近な地域における相談支援体制を構築するため、療育・発達支援コーディネーターを全圏域に配置します。

○福祉と教育及び医療機関が連携し、幼少期から成人期にかけてライフステージに応じて一貫したサポート体制の構築を図ります。

○各ライフステージにおける支援者や就労後の企業等のスムーズな移行、理解促進のため、発達障害児・者の生育歴、自己プロフィール等を記載した「サポートブック」の作成と普及を図り、途切れることのないサポートを実施します。

○ハローワークや障害者就業・生活支援センター、奈良障害者就業センター等と連携をとりながら発達障害のある人の就労に対する支援に努めます。

② 障害への理解に関する普及・啓発

- 発達障害支援センター「でいあー」における普及・啓発活動を充実・強化します。
- 市町村や教育機関との連携を強化し、発達障害に関する理解の普及・啓発を行います。

6. 高次脳機能障害のある人に係る施策の充実

(1) 現状と課題

- 高次脳機能障害の特性から、家庭生活や就労において様々な課題を抱えています。福祉サービスに繋がりにくいといった課題があり、家族の負担が増大しています。
- 実態調査の結果から、高次脳機能障害のある人及びその家族が「行政の取り組みで必要」と感じていることとして、「機能訓練や日常生活訓練の場や機会の充実(33.5%)」や「障害のある人に必要な相談や情報を提供する体制の充実(33.5%)」、「障害のある人に配慮した保健、医療体制の充実(26.5%)」、「地域住民の障害のある人への理解を深める啓発(25.7%)」の割合が高いことがわかりました。
- 外傷性脳損傷や脳血管障害などの後遺症として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などを伴う高次脳機能障害は、障害そのものによる生活上の困難に加え、外見上わかりにくいという特性もあり、周囲の人々に理解されにくく、本人も自覚していないことが多いため、必要なりハビリテーションや生活訓練、福祉サービスを受けていない人も多と考えられます。
- 高次脳機能障害のある人が安心して地域で暮らしていくためには、医療従事者や障害福祉サービス事業者、行政機関の職員など、当事者とその家族と接する関係者が適切な知識を共有して当事者を支えることが必要ですが、現状では、高次脳機能障害のある人のニーズにそったネットワーク体制が整っていないと考えられます。

(2) 取り組みの方向性

① 高次脳機能障害のある人及びその家族に対する支援の強化

- 高次脳機能障害は事故や病気の後遺症として、突然、障害をもつことになることから、本人や家族の精神的な負担が大きく、また医療や福祉の制度についても十分な知識が得られていない場合が多いことから、支援体制の充実が求められてい

ます。このことから、平成20年10月に開設した奈良県高次脳機能障害支援センターのさらなる機能強化を図るとともに、医療機関及び障害福祉サービス事業所における支援や市町村における相談支援体制を充実させるための取り組みを行っていきます。

② 障害に対する正しい理解に向けた普及・啓発

○高次脳機能障害は、外見上わかりにくく、症状も人によって異なるため、医療機関で正確な診断を得るためには、高次脳機能障害に関する専門的な知識が必要となります。障害発症後、早期に適切な診断を受け、円滑にその後のリハビリテーションや生活訓練、福祉サービスにつなげるため、医療関係者に対する普及・啓発に努めます。

○高次脳機能障害のある人は、「感情のコントロールができない」「状況に適した行動がとれない」などの社会的行動障害を伴うこともあることから、社会参加を推進するためには、周囲の人々に高次脳機能障害のことをよく理解してもらうことが必要です。そのため福祉や就労機関の関係者をはじめ、広く県民に、高次脳機能障害について正しく理解してもらうよう普及・啓発に努めます。

③ 関係機関による支援ネットワークの構築

○高次脳機能障害のある人が安心して地域で暮らしていくためには、その状態やニーズに応じた切れ目ない支援を得ることが必要であることから、医療機関や障害福祉サービス事業所、行政機関など、当事者とその家族を支援する関係機関が連携を図り、診断からリハビリテーションや生活訓練、福祉サービス、就労につなげていくためのネットワークの構築を図ります。